

台風15号により住宅に被害を受けた皆様へ

～「住宅被害」にかかる支援制度のご案内～

住宅の被害を受けた世帯については、市が交付する「罹災（りさい）証明書」により決定される被害の程度に応じて、次の支援制度を受けることができます。

支援制度：住宅の応急修理制度（災害救助法）

全壊（※）・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象になります

住宅の修理は、**市が修理業者と契約をして実施**します。（修理業者は選択可能です）

支援対象：居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な応急修理
※申請時に「罹災（りさい）証明書」が必要となります。

※修理工事を請け負う工務店が見つけれない方は、ご紹介します。

支援内容：全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊 655,000円以内、
準半壊 318,000円以内
限度額を超えた場合は、自己負担となります

◆申請時留意事項◆

※修理前の被災状況の写真が必要です

外観全景、浸水している部屋全景、浸水箇所等

申請手続きの流れは、次の資料をご覧ください。

【問い合わせ先】静岡市役所 建築指導課 管理係

電話番号：054-221-1371、E-mail:kenchikushidou@city.shizuoka.lg.jp

